

第5号

2014年4月18日発行

〒543-0038 大阪市中央区内淡路町

1-3-11シティーコープ上町402

共同オフィスSORA気付「日の丸・君が代」強制反対大阪ネット

「日の丸・君が代」強制反対、不起立処分を撤回させる 大阪ネットワークニュース

運動の力で「口元チェック」を 府教委は「君が代」不起立処分を撤回せよ

3月25日、大阪府教育委員会会議は、君が代「口元チェック」通知を事実上撤回せざるを得なくなり、府教委の異常な君が代起立斉唱強制は次々と破綻し始めました。府教育委員会会議は「国歌斉唱時の対応について」という決定で、起立行為または斉唱行為の一部だけを判断するのではなく、「公務の信頼性を維持するに十分な誠意ある姿勢・態度を各教職員が取っているか否か」で判断すべきとしました。校長が教職員の口をみて歌っているかどうかチェックせよという現実離れした通知をなし崩し的に引き下げざるを得なくなつたのです。違反者の報告についても1月16日付の報告書見本にあつた「起立はしたが不斉唱」といった例示を削除しました。府教委にこうせざるを得なくさせたのは大阪ネットが

集めた八千名もの「口元チェック通知撤回署名」をはじめ昨年秋以来の粘り強い教職員と市民の運動の力です。**大阪府人事委「戒告」を取り消し**

3月24日、大阪府人事委員会は一昨年の卒業式での不起立で戒告処分を受け、再任用を取り消された元高槻市教員の山田さんに対して、手続きに違法があると戒告処分の取り消しを決定しました。人事委は戒告を取り消しながら、再任用取り消しは認めるといふ許し難い態度を取りました。

しかし、法的手続きさえも無視して処分を強行した高槻市と府教委に最初の鉄槌が落とされたのです。さらに、この卒業式で2回目の不起立となった府立高校教員の梅原さんに対してはとうとう減給処分を下すことができま

せんでした。減給処分の差し止め訴訟で府教委は「府条例は累積加

重ではない」「違反3回で機械的に免職ではない」と自分が乱発してきた減給処分を棚に上げて、いいわけに終始せざるを得ませんでした。府教委の破綻は明らかです。

卒・入学式の不起立者を処分するな

もちろん府教委は攻撃をあきらめたのではありません。3月27日には、今春の府立学校卒業式で不起立であった6校6名の教職員を戒告処分しました。

また、入学式の不起立教職員に対して「事情聴取にこい」と「職務命令」まで発し、引き続き懲戒処分を続けるつもりです。私たち大阪ネットは3月27日の当日、当該教職員に対する「研修」と処分辞令交付に対し、府教委前で抗議と励ましの活動を行いました。

府教委は一体いつまで違憲・不法行為を繰り返すつもりでしょう。6名に対する懲戒処分

及びこれまでの不起立に係わる処分一切の撤回を求めます。さらに入学式での不起立者への処分を反対します。

起立を明言しない教職員へのパワハラと排除強まる

今春卒業式での府教委、管理職の攻撃の大きな特徴は、起立を明言しない3年の担任に、起立の確認を複数校の校長が執拗に迫ったことです。座るに違いないと校長の予断と偏見の下に態度を迫られた方もいます。パワハラ行為そのものです。不起立者を同僚から非難させたり、職務命令書を渡して担任を卒業生の前から追い出した校長もいます。府教委は君が代斉唱時の不起立については引き続き異常な攻撃を続けようとしています。これらの行為が憲法の保障した「思想・良心の自由」「沈黙の自由」を踏み

にじる行為であることは明白です。

不起立者の処分撤回闘争と連帯し、処分撤回を勝ち取るう

大阪では3年前の「大阪府国旗国歌条例」施行以来、「君が代」不起立で処分された方のうち13名が大阪府、大阪市を相手取り、人事委員会、裁判所を舞台に処分撤回闘争を闘っています。佐藤さん（元豊中市教員）審理のように、校長の陳述の通知書面を反論期限の前日に送ってくるなど、人事委員会自らが妨害しているとしか思えない挙に出たり、あるいは山田さん（元高槻市教員）の例のように散々決定を待たせたあげく、再任用拒否についての不服申立を棄却したり（4面参照）、決して闘いは容易なものではありません。しかし、各学校現場で、人事委員会、裁判の場で闘いは継続し続けています。これら現に闘っている人々を支援・連帯すると共に、大阪ネットに結集し、「日の丸」「君が代」強制反対、処分撤回を共に闘うことを訴えます。



していなければ、一日一日事態が進展していることがわからなかった、と。それが発端だと互いに確信を持ち抵抗していくことが大切だ、と。

大阪の被処分者、支援弁護団挨拶——行政の一方的価値体系の押しつけに反対

次に、人事委員会闘争、裁判闘争を闘う被処分者が登壇し、梅原さんが代表して挨拶を行いました。おかしいことをおかしいと言える自分を誇らしく思うこと、現場では当日起立するかどうか確かめられて役割分担を決めることがまかり通っていること、ピラを撒くなどといった攻撃があること等を暴露しました。次いで辻谷さんが人権侵害には従わないと力強く述べ、人事委員会口頭審理等への傍聴を呼びかけました。

弁護団を代表して池田弁護士は、弁護団は憲法や日の君をベースにして個人個人の弁護に当たること、不服申立の結論が出た後不服な行政訴訟になること、教育公務員が生徒に態度表明することは、人権の歴史から保障されねばならないこと、行政による一方的価値

体系の押しつけは不適切である、等と述べました。

闘う諸団体より連帯のアピール

続いて大阪の運動団体10団体から連帯のアピールがありました。

「『入れ墨調査』不当処分撤回を求める会」の安田さんは、入れ墨調査の発端はマスコミ報道であり、行政がマスコミを使って世論操作をしているのでは、と発言。3・5都構想反対集会への参加を呼びかけ。「朝鮮高級学校無償化を求める連絡会・大阪」の大村さんは、無償化除外・補助金カットはレイシズム、ヘイトスピーチと連動している、毎火曜日府庁前集会を開いていると発言。「『ともに学びともに生きる教育』日本一の大阪に！ネットワーク」の鈴木さんは、日本は国連障害者権利条約に批准しているのに、障がい児・生徒が支援学校に送られている現状を訴え。「止めよう原発！関西ネットワーク」のばお

んさんは、ガレキ焼却に関連して逮捕者が出たこと、それでもダメなことはダメと云っていきたくいと述べられ、3・9さよなら原発関西行動への参加を呼びかけ。「子どもに渡すな！あぶない教科書大阪の会」の伊賀さんは、検定審議会が改定案を定め、下村文科相が早々と新基準を告示し、4月からの中学校教科書検定に適用するという動きを暴露。「ピース大阪の危機を考える連絡会」の鈴木さんは、リニューアル構想で残酷なものをみない排除、世界もしたのだから日本も仕方なかったという理屈で大阪空襲が理解できるか、と訴え。「日本軍『慰安婦』問題・関西ネットワーク」の岡田さんは、榊井会長の発言についてNHKに抗議文を提出、榊井発言支持の橋下は許せないと糾弾。「秘密保護法廃止ロックアクション」の日高さんは、12・6を忘れない、悪法に対しては粘り強い行動を、と訴え。「靖国合祀イヤで

すアジアネットワーク」の徐さんは、安倍首相靖国参拝違憲訴訟の原告に！平和的生存権の主張をしていく、と発言。最後に福島からの避難者で原発賠償関西訴訟原告のSさんが、被害者には避難の権利がある、何も知らないところに引越してきてたが、今生きていることを伝えたい、と訴えられました。

.....

集会決議を確認後、事務局の井前が、まとめを行い、次のように訴えました。第一に、2・3月卒業式から入学式の前後まで弁護士による相談会を開くこと。第二に、式当日大阪ネット作成のリーフレットを配布してほしいこと。第三に、処分の可能性がある時の緊急行動に参加してほしいこと。第四に、人事委員会審理、裁判傍聴を行ってほしいこと。最後に、4月20日比谷集会に参加を。集会参加者は会場からなんばまで、デモを力強く敢行したことを報告しておきます。

集会等案内

- 4月20日(日) 「許すな！『日の丸・君が代』強制 止めよう！安倍政権の改憲・教育破壊」 4・20全国集会 13時～17時、東京・日比谷図書館文化館 講演・高橋哲哉さん(東大教授) 「安倍政権は憲法と教育をどうかえようとしているか」。内容・講演、全国からの報告他。五百円(学生・生徒は無料)。主催・「4・20集会」実行委員会/許すな！「日の丸・君が代」強制 止めよう！安倍政権の改憲・教育破壊 全国ネットワーク(準備会・仮称)
- 4月21日(月) 奥野さん大阪地裁第4回口頭弁論 16時、大阪地裁809号法廷。
- 4月26日(土) 第14回山田さんを支える会 14時、高槻市民会館206号室。箕面忠魂碑訴訟原告・古川佳子さんのお話「忠魂碑・靖国・天皇制について伝えたいこと」。主催；山田さんを支える市民の会。

「戒告処分取消」は良！ 「再任用合格取消の撤回は棄却」に大きな怒り！

(元)高槻市立小学校教員 山田 肇

2012年3月の卒業式での『君が代』不起立に対する戒告処分と再任用合格取消の撤回を大阪府人事委員会に不服申立して以来、昨年8月から3回の口頭審理、そして、12月6日の最終書面の提出を経て、大阪府人事委員会が3月24日付けで「裁決書」を出しました。

その「裁決」は、
1. 「戒告処分を取り消す」
2. 「再任用合格の取消しの撤回を求め不服申立ては、これを棄却する」というものでした。

人事委員会が、戒告処分を取り消したのは、「市教委の内申が、府教委の懲戒処分の手続要件」であるにもか

私の「戒告処分」は天下晴れて取り消された！

「専決」でいける、「法令の根拠を要しない」と長々と書いていたにもかかわらず、筒井氏の「主張」はすべて吹っ飛び、私の戒告

ならず、「市教委の議決を経ない内申による本件処分は」「適法な内申を欠いた懲戒処分といふべきであり、本件処分は、違法な処分といわざるをえない。」からでした。

つまり、私の戒告処分は、高槻市の5人の教育委員会において議決・承認されておらず、教育長の「専決」で行った「市教委の内申」は、地教法第38条第1項に違反しており、「戒告処分を取り消す」と人事委員会が裁決したということでした。

府教委側の弁護士、筒井豊氏は、最終書面21ページ中、9ページも使って、この市教委の内申は、教育長の「専決」でいける、「法令の根拠を要しない」と長々と書いていたにもかかわらず、筒井氏の「主張」はすべて吹っ飛び、私の戒告

処分は天下晴れて取り消されたのです。

「戒告処分」は取り消されたのに、 人事委員会は、 「罪」を問うのか！

しかしながら、人事委員会は、「再任用合格の取消しの撤回」は「棄却」しました。これに強い怒りを覚えるものです。人事委員会は、「裁決書」で、

「本件処分は、市教委の内申手続の違法により取り消されるものであるところ、本件処分を受けたことをもって本件（再任用）合格決定の取消しの裁量判断における斟酌事由とすることはできないが、卒業式において申立人が起立斉唱しなかった事実は争いがなく、したがって、その他の諸事情とともに、起立斉唱の職務命令に

反したことについて斟酌事由とすることは言うまでもないところである。」と書いています。

つまり、処分が吹っ飛んだことは、「（再任用）合格決定の取消し」に關しては考慮する必要がないが、「起立斉唱の職務命令に反したことについて」は、「（再任用）合格決定の取消し」に關して「斟酌」＝判断材料にするぞ、と言っているのです。

府教委の事情聴取に「自らの意思で拒否した」等の府教委側の主張を認め、また、『君が代』を立って歌えという職務命令違反や顛末書、府教委の事情聴取、研修、職務命令遵守意向確認書の未提出を「罪状」に上げ、府教委の言い分をそのまま認め、再任用合格取消しを裁量権の範囲内として、「再任用合格

取消を棄却」しました。これに、大きな怒りを感じます。

また、「儀礼的慣例的所作」とか「間接的制約」という最高裁判決を使って「職務命令は思想・良心の自由を侵害しない」と、人事委員会の「裁決」でも書いています。そんな理不尽な！
何度でも言います！私の「戒告処分」は、当人事委員会の『裁決』によって天下晴れて取り消されたのです。

「戒告処分」が取り消された者に、なぜ、府教委があげる「罪状」や最高裁判決が関係あるのでしょうか？

「戒告処分」が取り消されたということは、再任用合格取消の前提が吹き飛んだのだから、再任用合格を取り消す理由も当然吹き飛び、再任用合格取消は撤回されねばおかしいではないか！「処分」が取り消された者に、今なお、人事委員会は「罪」を問うのか！大阪府人事委員会は、たとえ、処分が取り消されたとしても、職務命令に違

反して『君が代』で不起立したお前の「罪」は消えないぞ、というのはどうか！お前の「前科」は一生消えないのだから、再任用合格取消は当然というのでしようか？怒り心頭！こんなことを認める訳にはいきません。裁判に進みます。再任用合格取消の撤回へ闘います！ご支援をよろしくお願ひします。

会員になって下さい
大阪ネットワークの会員になって皆さんの力で運動を支えてください。
 年会費 個人2000円 団体3000円
 振込先(郵貯) 00950-0-302981
 口座名 「日の丸・君が代」強制反対大阪ネット